

「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針」の改訂素案について

1. 概要

市では、運営上の課題に対応するため、令和元年8月に、「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針」を策定し、新たに民間活力の導入を目指すことを示しました。その後、2校区3学童保育所、3校区5学童保育所に民間活力を導入し、また、学童保育所の職員（放課後児童支援員）の資格要件の見直しや直営の学童保育所での延長育成の実施など、取り組みの進捗により状況も変化してきています。

これらを踏まえ、運営方針策定前と現在の学童保育所の運営状況に変更が生じている内容があることから、改訂素案を取りまとめました。

2. 改訂の要点

- ・学童保育所への民間活力導入などの進捗により、運営方針策定前と現在の運営状況に変更が生じていることから、内容を現状に合わせる。
- ・現在の学童保育所の運営は、直営と業務委託が混在していることから、その点に留意した記載とする。
- ・学童保育所の運営の方向性として、民間活力を導入するという方針は継続する。